

奈良県建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能に係る
認定等に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等を定める要綱

奈良県手数料条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 33 号）別表第 1 の 399 の 6 の項
及び 399 の 10 の項に基づき知事が定めるものとは、以下の機関のうち奈良県（奈良
市、橿原市、生駒市を除く。）を業務区域とする機関とする。

審査対象	知事が定める機関
住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合	・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関
上記以外の建築物が認定対象の場合	・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

附 則

この要綱は平成 24 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。